

「企業子宝率調査事業」業務委託に関する企画提案 募集要項

1 事業の目的

県内企業の子育てしやすさを「企業子宝率」という指標を用いて分析するとともに、その数値が高く、仕事と子育ての両立支援について優れた取組みを行っている企業を「子宝モデル企業」として顕彰することで、県内企業での取組みの普及促進や意識の醸成を図る。

2 委託業務の内容

(1) 企業子宝率調査業務

ア 企業子宝率調査を PR するチラシの作成・配布

企業子宝率調査への参加を呼びかけるチラシを作成し、県少子化対策・県民活躍課及び県指定場所に納品する。また、県が指定する企業へチラシを送付する。送付用封筒及び送付先の宛名データは別途県が用意する。

【部数】 5,000 部(両面)

【配布期限】 7 月上旬～中旬頃に別途県が指示する期限

イ 調査準備

- ①調査票、アンケート（以下「調査票等」という。）、調査依頼状、往信用封筒（宛名を含む）、返信用封筒の印刷を行う。往信用封筒、返信用封筒は別途県が用意する。調査依頼状及び調査票等の原稿は、別途県が用意する。
- ②返信用封筒は、郵便局で料金後納郵便の手続きを行い、必要なバーコードを印刷した上で調査票等に同封する。
- ③調査票等の回収先は、受注者とする。
- ④監修者（渥美由喜氏）への企業子宝率調査監修に係る謝金の支払いを行う。

ウ 調査票の送付

- ①平成 30 年度に県が実施した企業子宝率調査において調査を実施した企業を除外し、かつ県が別途指定する企業を除外した県内企業を対象に調査対象企業約 1,000 社を抽出する。
- ②県の指示に従い、調査票等を送付又は直接持参する。
- ③県が開設した企業子宝率調査の HP を活用し、調査票を送付した企業以外にも調査を周知する。

エ 調査票等の回収

- ① 受注者は回収した調査票等の内容確認を行う。（受注者は、回答を回収し次第、随時、県へ写しを引き渡す。受注者は、回答内容に記載漏れ・記入誤り等がある場合は、迅速に事業所等へ確認し修正依頼すること。）
- ②調査票の回収事業所数は、400 事業所以上を目標とし、県と協力し、未回答企業への督促を行うこと。

オ 調査票等の回答集計及び分析

- ①調査票の回答を基に、別途県から提供する集計様式により、各年齢区分の期間に従業員が子どもを生んだ（もった）割合を計算し、結果を取りまとめること。各調査項目について単純集計し、集計表を作成すること。
- ②アンケートの回答を基に、アンケートの集計結果を取りまとめること。
- ③調査票及びアンケートを集計する際には、次の項目に沿ってグラフ等を用いてわかりやすく作成する。結果の取りまとめは、エクセルで作成し、CD-ROM 等電子媒体で、県に納品すること。
 - 【調査票に関する集計】
 - (ア) 企業子宝率（平均値、最高値、最低値）を業種別、従業員規模別に集計
 - (イ) アンケートの項目について、企業子宝率（全体、業種別、従業員規模別）との相関を分析
 - 【アンケートに関する集計】
 - (ア) アンケートの項目ごとに企業子宝率別、業種別、従業員規模別にクロス集計
 - (イ) アンケートの項目ごとの取組企業数、取組率を業種別、従業員規模別にクロス集計
 - (ウ) (イ) の調査項目ごとの取組率を、業種別、従業員規模別に取組率の高い順に帯グラフ化
- ④県が、途中経過の確認のため、集計データの提供を求めた場合には、迅速に対応すること。
- ⑤調査票等の集計にあたっては、入力ミスを防ぐためのエラー処理等を講じること。（最低2回以上のエラーチェックを実施し、その結果を報告するなど）
- ⑥受注者が一切の使用機器を準備すること。

カ 報告書の作成

集計結果等をわかりやすく取りまとめた報告書（概要版と詳細版の2種類）を1部作成し、CD-ROM 等電子媒体で、県に納品する。

キ 回答企業へ礼状・結果の送付

調査に協力した企業に対して県が作成した礼状及び企業子宝率調査の結果を送付する。

(2) モデル企業表彰式・講演会の開催

モデル企業として表彰する企業の表彰式を行うと同時に、仕事と子育ての両立に関する講演会を実施する。

ア 子宝モデル企業表彰式・講演会の企画・開催準備・運営

【日時】2020年2月頃

【場所】富山市内

【参加人数】約80名

【内容】・子宝モデル企業の表彰式

・仕事と子育ての両立支援に関する県外講師による講演会

【その他】・表彰式・講演会の司会については、専属の司会者を手配すること

なお、講師の手配（謝金等の支払いを含む）は県が行う。

イ モデル企業表彰式・講演会をPRするチラシの作成・配布

モデル企業表彰式・講演会をPRするチラシを作成し、県少子化対策・県民活躍課及び県指定場所に納品する。また、県が指定する企業へチラシを送付する。送付用封筒及び送付先の宛名データは別途県が提供する。

【部数】 4,000部

【配布期限】 別途県が指示する期限

(3) 業務のスケジュール（予定）

4月下旬	契約締結
7月	調査票発送・チラシ配布
7～8月	随時データ集計及び分析、集計データを県に提供
9月	全調査回答企業のデータ集計結果を県に提供
10月	調査報告書を県に提供
2月	モデル企業表彰式・講演会の開催

3 委託期間

契約日から2020年3月31日まで

4 委託費の限度額

金3,500千円（消費税及び地方消費税含む）

5 企画提案の参加資格

参加資格者は、法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 調査分析・広報等の実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きを行っていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (5) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。

6 参加申込み

企画・提案に応募する場合は、別紙参加申込書をファックスにより提出してください。

(1) 提出期限

平成 31 年 4 月 18 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出先

「13 提出先・問合せ先」に同じ。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

企画提案書（紙媒体で 6 部 ※採否に関わらず返還しません）

(2) 企画提案書に記載する内容（様式、枚数は自由）

ア コンセプトと概要

本事業を効果的に実施するための基本的な考え方等

イ 事業に携わる人員の体制、業務内容等

ウ 事業実施方法

① 調査の実施にあたり参加企業等の確保のための周知方法

② 集計、分析業務を実施するにあたっての分析方法等

③ 調査票の回収率を上げるための工夫等

④ 表彰式・講演会の内容案及び参加者の募集方法等

エ スケジュール

オ 県が想定する内容に加えて実施可能な業務や実施方法等の提案がある場合その内容

カ 見積金額（見積金額及び内訳を記載すること）

キ 会社概要や実績等の参考資料

(3) 提出期限

平成 31 年 4 月 22 日（月）午後 5 時まで

(4) 提出先及び提出方法

①提出先 「13 提出先・問合せ先」に同じ

②提出方法 持参または郵送による

8 審査

(1) 審査方法

企画提案書による書面審査による審査により採用者を決定します。

(2) 審査基準

審査項目		チェックポイント
企画内容	総合的な内容	○仕事と子育ての両立支援に関して必要な知識、経験を有し、事業目的と期待する効果を理解し、その実現に有効な内容となっているか
		○募集要項に沿った企画内容となっているか
	具体的な内容	○調査の実施や講演会の開催にあたり、参加企業等の確保のための周知方法に工夫がなされているか
		○調査対象企業の選定及び配布・回収方法について、効果的に事業を実施できる内容となっているか。
		○集計、分析業務を適正に実施するとともに、企業子宝率と企業の実態、取組み等の相関関係について、有益な分析結果が期待できるか
		○調査票の回収率を上げるための工夫がなされているか
○モデル企業の取組みを効果的に発信し、子育てしやすい職場環境づくりのための県内企業の取組みを促進する内容となっているか		
事業経費	○経費の配分の積算は妥当なものとなっているか	
実施体制	○業務推進体制及び業務責任者その他当該業務に従事する者の役割は明白か	
	○信頼性のある取組体制で、事業遂行能力が十分であると認められるか。	

9 企画提案に要する費用

参加者の負担とします。

10 今後のスケジュール（予定）

平成 31 年 4 月 18 日（木）	参加申込書提出期限
4 月 22 日（月）	企画提案書提出期限
4 月下旬	書面審査実施
4 月下旬	審査結果通知
4 月下旬	契約締結、委託事業開始

※スケジュールについては、今後変更する可能性があります。

11 その他

- (1) 審査結果は、後日書面で採否のみ通知します。
- (2) 採用となった者とは、業務内容を別途協議のうえ、契約を締結します。
- (3) 本事業の実施に当たっては、採用された企画提案書の内容を協議のうえ変更することがあります。
- (4) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に関わる著作権は、県に帰属するものとします。
- (5) 参加申込書提出後、事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。なお、企画提案書等に虚偽の記載をした場合には提案は無効となります。

12 企画提案募集に関する質問の受付

本事業の内容等に関する質問はファックスにより受け付けます。

(受付先)「13 提出先・問合せ先」に同じ

13 提出先・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県総合政策局少子化対策・県民活躍課 女性活躍・働き方改革推進班

担当：榊原、久保

ファックス番号：076-444-3479